

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年1月5日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【当社ホームページに公表している 3号機「原子炉格納容器ガス管理設備気体状放射性物質濃度(ダスト)」のデータ誤りについて】 当直長が運転日誌確認時に、当社ホームページに公表している2020年12月30日11時現在の3号機「原子炉格納容器ガス管理設備気体状放射性物質濃度(ダスト)」データが「1.55E-05」のところ「1.55E-06」となっていることを確認。 原因は、運転日誌作成時に「1.55E-05」のところ「1.55E-06」と見誤り、転記したと判明。 当日中に当社ホームページのデータ訂正差替え、翌日、お知らせ欄に訂正文を掲載。 今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G II	12月30日	訂正 2021.1.7  訂正文のお知らせ欄への掲載を当日中から翌日に訂正。
2	<p>【「No. 56サブドレンピット水位計 偏差大」の警報発生について】 当直員が免震重要棟集中監視室において、No. 56サブドレンピット監視用の2台の水位計に偏差が大ききことおよび「No. 56サブドレンピット水位計 偏差大」の警報発生を確認。 近傍の連通があるNo. 53、55サブドレンピットを停止。 No. 56サブドレンピットの実水位を検尺した結果、基準値に対し実測値に問題がないことを確認。 また、実水位の検尺と2台の水位計を比較調査した結果、水位計1は正常、水位計2の故障が原因であると設備主管グループが判断し、除外した。 水位計2を除外したことで、当該警報が復旧したことを確認後No. 56サブドレンピットを停止し、No. 53、55サブドレンピットを自動運転とした。 No. 56サブドレンピットの水位については、水位計1で監視可能なため、機能喪失はなし。 今後、原因調査を行い修理を検討。</p>	G III	12月26日	
3	<p>【No. 56サブドレンピット水位計1の故障について】 当直員が上記No. 2の不適合に伴い、近傍の連通があるサブドレンピットNo. 53、55を停止した際、No. 56サブドレンピット水位の上昇がないことおよびNo. 2の不適合以降の水位の挙動に異常があることを確認。 実水位を検尺した結果、偏差挙動が確認された水位計1の故障が原因であると設備主管グループが判断し、除外した。 No. 56サブドレンピット監視用には2台の水位計を設置しており、そのうち1台の水位計2については上記No. 2の不適合に伴いすでに除外しており、今回の水位計1の故障によりNo.56サブドレンピットの連続監視が不可であることから、水位監視の機能喪失と判断。 修理完了までの対応措置として、No.56サブドレンピットの溢水の有無および実水位の検尺により滞留水水位との逆転がないことの確認を、1日2回の頻度で実施中。 今後、原因調査を行い修理を検討。</p>	G III	12月29日	
4	<p>【6号機計装用空気圧縮機(A)シリンダー冷却水出口配管付け根部からの水の滴下について】 当直員が6号機パトロールにおいて、運転中の計装用空気圧縮機(A)のシリンダー冷却水出口配管付け根部から、約1秒に1滴の水の滴下を確認。 滴下の範囲は約50cm×60cm×深さ1mm程度であり、スミヤ測定の結果、汚染はなくバックグラウンドと同等であった。 滴下の床面に受け皿を設置し、滴下した水は拭き取り済み。 計装用空気圧縮機(A)から(B)に切り替えて、冷却水配管の隔離を実施。 計装用空気圧縮機(B)の運転状態および供給圧力に異常がなく、タービン建屋補機冷却系および冷却設備に影響のないことを確認。 今後、原因調査を行い修理を検討。</p>	G III	1月2日	